**申　入　書**

東京都教育委員会

教育長　中井　敬三　殿

＜申し入れの趣旨＞

１．東京都教育委員会は、本会の「卒業式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと」「『服務事故再発防止研修』を行わないこと」「再処分を行わないこと」（３月２０日）等の申し入れに回答することなく、特別支援学校の教員１名の減給処分及び都立高校教員１名の「再処分」（戒告処分）を発令（３月３０日）し、更に特別支援学校教員の「再発防止研修」を強行した（4月3日）。

これに続いて、４月２８日、入学式での「君が代」斉唱時の職務命令違反を理由に特別支援学校の教員１名の減給処分及び本年１月の東京地裁判決で都教委が控訴を断念して減給処分取消が確定した都立高校の現職教員８名の「再処分」を強行した。

私たちの度重なる申し入れを無視して、卒業式処分、再発防止研修、入学式処分及び９名の再処分を強行したことに対し改めて厳重に抗議する。

　　これにより10.23通達（2003年）に基づく処分者数は延べ４７４名となった（2013年12月17日付・2015年3月30日付・2015年4月28日付「再処分」、を含む）。

２．都教委は、「卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。」（2015年4月14日付「回答」など）と常に同じ文言で、最高裁判決を懲戒処分の根拠としているが、これは最高裁判決を意図的に曲解するものである。

３．最高裁判決（2012年1月16日、2013年9月6日）では、「合憲」という文言は用いておらず、「本件職務命令が憲法19条に違反するものでない」としているが、起立斉唱行為が、「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認め、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては，本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「処分の選択が重きに失し、社会観念上著しく妥当を欠き、・・・懲戒権者の裁量権の範囲を超え・・・、違法」として減給、停職の懲戒処分を取り消している。最高裁が、都教委による従来の累積加重処分に一定の歯止めをかけたのである。

　　ところが都教委は、この間の卒業式・入学式で職務命令違反を理由に特別支援学校教員に対して減給10分の1・1月の懲戒処分を科している。しかも新聞報道（2015年3月31日付朝日新聞）によれば都教委は2012年1月以前の、2011年7月の別件の最高裁判決を持ち出してこの処分を「合理化・正当化」しようとしている。

これは、都教委が最高裁判決全体の趣旨を踏まえず、自己に都合良く恣意的に解釈して減給を含む処分を乱発していることを示すものであり、直ちに違法な処分を撤回すべきである。

４．私たちは、東京地裁判決（2015年1月16日）で都教委が控訴を断念して減給処分取消が確定した原告らに謝罪し、二度と違法な処分をすることがないように再発防止策を講じるよう繰り返し求めてきた（1月21日、2月26日、3月20日）。しかし、都教委は、要請に正対せず、的外れで不誠実な回答に終始するばかりか（2月12日付、3月13日付、4月14日付各「回答」）、都立高校の現職教員9名に対して報復とも言うべき再処分を強行したのである。このような居直りを許さず再処分の撤回を求めるものである。

５．都教委は、入学式で処分された特別支援学校教員に「服務事故再発防止研修」（5月13日）の受講を命令した。２０１２年から質量ともに強化した服務事故再発防止研修は、被処分者（受講者）を精神的・物理的に圧迫し、執拗に追い詰め「思想改造」を迫るものである。これは、「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容される範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性がある」とした東京地裁決定（2004年7月）にも反している。私たちは、憲法違反の再発防止研修の即時中止を要求するものである。

６．私たちは、これまで「都教育庁の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を設定すること」を繰り返し要請してきた。しかるに都教委は、「そのような考えはありません」（2月12日付）、「話し合いの場を設定する考えはありません」（3月13日付、4月14日付）、と話し合いを拒否して問題解決の努力を放棄している。

７． 10.23通達（2003年）から１０年以上経ち、同通達発出時の教育委員は一人もいなくなっている。私たちの申し入れを教育委員全員に伝え、同通達に係わる懲戒処分について同委員会で真摯かつ慎重に議論し、これまでの教育行政及び10.23通達を見直すことを強く求めるものである。

以上の趣旨から、以下の諸点を申し入れる。

＜申し入れ事項＞

１　特別支援学校教員に対する卒業式、入学式に係わる懲戒処分を撤回すること。

２　同教員に対する「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

３　研修対象者（同教員）に受講前報告書の作成を強要しないこと。

４．東京地裁判決（2015年1月16日）で減給処分取消が確定した原告９名に対する再処分（戒告処分）を撤回すること。

５　都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を研修実施予定日（５月１３日）の前に設定すること。

２０１５年５月７日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

　　共同代表　　岩木　俊一　　星野　直之

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

携帯：０９０－５３２７―８３１８

＜回答期限＞　２０１５年５月１２日（火）。上記近藤まで文書で回答すること。